

公害紛争処理制度の御案内

－公害の苦情や紛争を解決するために－

この冊子は、公害の苦情や紛争を解決するための制度について解説したものです。

公害問題でお困りになったら

1 まず公害苦情相談窓口へ

公害問題でお困りになったら、まずお住まいの市役所、町村役場又は愛知県の公害苦情相談窓口を御利用ください。

公害苦情の多くは、ここで迅速かつ適切な解決が図られています。

御相談を受けたことについて、被害の実情などを調べます。また、被害の原因や実態がはっきりすると、公害の原因者に対して改善のための指導や助言を行います。

(1) 市町村の公害苦情相談窓口

お住まいの市町村の公害担当課

市 町 村		窓 口	電 話
名古屋市	千種区、昭和区、守山区、名東区	名東区公害対策課	052-778-3108
	東区、北区、西区、中村区、中区	西区公害対策課	052-523-4613
	瑞穂区、南区、緑区、天白区	南区公害対策課	052-823-9422
	熱田区、中川区、港区	港区公害対策課	052-651-6493
豊橋市		環境部環境保全課	0532-51-2388
岡崎市		環境部環境保全課	0564-23-6194
一宮市		環境部環境保全課	0586-45-7185
瀬戸市		市民生活部環境課	0561-88-2670
半田市		市民経済部環境課	0569-21-4001
春日井市		環境部環境保全課	0568-85-6217
豊川市		産業環境部環境課	0533-89-2141
(一宮支所)		総務担当	0533-93-3112
(音羽支所)		総務担当	0533-88-8000
(御津支所)		総務担当	0533-76-4704
(小坂井支所)		総務担当	0533-78-2113
津島市		市民生活部生活環境課	0567-55-9368
碧南市		経済環境部環境課	0566-95-9900
刈谷市		産業環境部環境推進課	0566-62-1017
豊田市		環境部環境保全課	0565-34-6628
安城市		環境部環境都市推進課	0566-71-2206
西尾市		環境部環境保全課	0563-34-8111

市 町 村	窓 口	電 話
蒲郡市	市民生活部環境清掃課	0533-57-4100
犬山市	経済環境部環境課	0568-44-0345
常滑市	市民生活部生活環境課	0569-47-6115
江南市	経済環境部環境課	0587-54-1111
小牧市	市民生活部環境対策課	0568-76-1136
稲沢市	経済環境部環境保全課	0587-36-3710
新城市	市民協働部環境政策課	0536-23-7690
東海市	環境経済部生活環境課	052-603-2211
大府市	市民協働部環境課	0562-85-5335
知多市	環境経済部環境政策課	0562-36-2660
知立市	市民部環境課	0566-95-0154
尾張旭市	市民生活部環境課	0561-76-8136
高浜市	市民部経済環境グループ	0566-95-9519
岩倉市	市民協働部環境政策課	0587-66-1111
豊明市	経済建設部環境課	0562-92-1113
日進市	生活安全部環境課	0561-73-2843
田原市	市民環境部環境政策課	0531-23-3541
愛西市	市民協働部環境課	0567-55-7114
清須市	市民環境部生活環境課	052-400-2911
北名古屋	生活安全部環境課	0568-22-1111
弥富市	市民生活部環境課	0567-65-1111
みよし市	市民経済部生活環境課	0561-32-2111
あま市	市民生活部環境衛生課	052-444-3132
長久手市	くらし文化部環境課	0561-56-0612
東郷町	都市環境部環境課	0561-56-0729
豊山町	生活福祉部住民課	0568-28-0916
大口町	まちづくり部環境対策室	0587-95-1613
扶桑町	産業建設部産業環境課	0587-93-1111
大治町	建設部産業環境課	052-444-2711
蟹江町	民生部環境課	0567-95-1111
飛島村	民生部保健環境課	0567-52-1001
阿久比町	建設経済部建設環境課	0569-48-1111
東浦町	生活経済部環境課	0562-83-3111
南知多町	建設経済部まちなみ環境課	0569-65-0711

市 町 村	窓 口	電 話
美浜町	厚生部環境課	0569-82-1111
武豊町	生活経済部環境課	0569-72-1111
幸田町	環境経済部環境課	0564-62-1111
設楽町	生活課	0536-62-0522
東栄町	生活環境課	0536-76-0503
豊根村	生活課	0536-85-1315

(2) 県の公害苦情相談窓口

窓 口	所 在 地	電 話
東三河総局環境保全課	豊橋市八町通 5-4	0532-54-5111
東三河総局新城設楽振興事務所環境保全課	新城市字石名号 20-1	0536-23-2111
尾張県民事務所環境保全課	名古屋市中区三の丸 2-6-1	052-961-7211
海部県民事務所環境保全課	津島市西柳原町 1-14	0567-24-2111
知多県民事務所環境保全課	半田市出口町 1-36	0569-21-8111
西三河県民事務所環境保全課	岡崎市明大寺本町 1-4	0564-23-1211
西三河県民事務所豊田庁舎豊田加茂環境保全課	豊田市元城町 4-45	0565-32-7494

2 公害紛争処理制度の利用

苦情相談窓口で処理することが困難で、例えば

- 損害賠償の問題が中心となっている紛争など、第三者が仲介する必要がある場合
- 損害賠償以外の問題でも、第三者の仲介があれば話合いが進展すると思われる場合
- 当事者が多数であったり、被害が広範囲に及ぶ規模の紛争の場合などは、法律に基づく公害紛争処理制度を利用することにより、解決を図る方法もあります。

【参考】その他の解決手段の利用

その他の主な解決手段には、例えば以下のものがあります。

(1) 地方裁判所又は簡易裁判所に「民事訴訟」等を提起する（公開）。

当事者間で話合いの余地がないなど、公の機関によって強制的に解決したい場合

(2) 簡易裁判所に「民事調停」を申し立てる（非公開）。

メリット：民事調停が成立した場合、**債務名義**（債権の存在及び範囲を公的に証明した文書）が得られる。比較的短い期間（平均3か月程度）で終了する。

※ 債務名義には、例えば確定判決、裁判上の和解、民事調停調書などがあり、強制執行は債務名義に基づき行われます。

○「公害調停」と「民事調停」の違い

公害紛争処理制度における「公害調停」の場合、合意事項は民法上の和解契約としての効力を有しますが、民事判決とは異なり、直ちに強制執行することはできません。

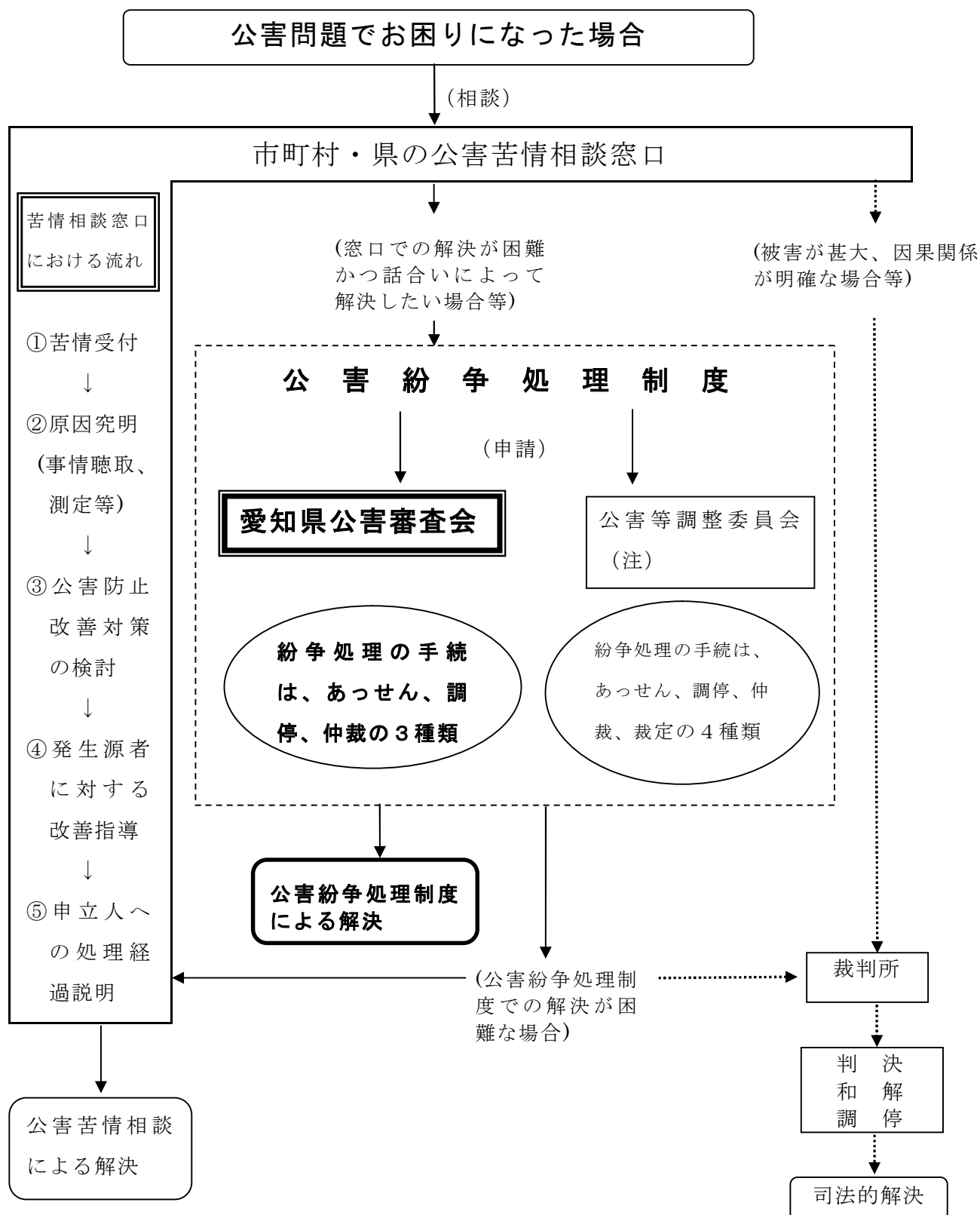
調停内容を強制的に実現しようとする場合には、別途、民事訴訟等を提起して確定判決などの債務名義を得る必要があります。

一方、簡易裁判所における「民事調停」の場合は、あらためて裁判所に訴えを起こさなくとも、申立てにより裁判所又は執行官が強制執行（民事執行）することができます。

※ 民事調停の申立書の書式は、簡易裁判所の窓口や裁判所 Web サイトにて入手できます。

こうした点では、強制力を有する民事調停の方が優れていますが、公害調停の場合には、公害問題の専門的知識を有する学識者等の委員から、紛争の原因となっている公害を解決するための具体的対策について、助言を得ることができるといったメリットもあります。

公害苦情相談、公害紛争処理の仕組みについては下の図を参照してください。



(注) 重大事件（被害総額が5億円以上など）、航空機の航行又は新幹線鉄道などの列車の走行に伴う騒音に係る紛争、二以上の県にわたる広域的な見地から解決する必要がある公害に係る紛争、などについては、国（総務省）の公害紛争処理機関である公害等調整委員会の管轄になります。

3 公害紛争処理制度の仕組み

(1) 愛知県では、法律の定めるところにより、公害に係る民事上の紛争について、公正・中立な立場で、**あっせん・調停・仲裁**を行う組織として、愛知県公害審査会（以下「審査会」といいます。）を設置しています。

(2) 審査会は、弁護士や学識経験者で構成する 15 名の委員で組織されています。この 15 名のうちから審査会の会長が指名する委員（あっせんは 3 人以内、調停及び仲裁は 3 人）が委員会を構成して、あっせん、調停又は仲裁を行います。このあっせん、調停、仲裁の相違は次のとおりです。

	あっせん	調 停	仲 裁
定義	委員が紛争の当事者間に入って、交渉が円滑に行われるよう仲介すること。	調停委員会が紛争の当事者を仲介し、双方の互譲による合意に基づいて解決を図ること。	紛争の当事者双方が裁判による解決を放棄し、紛争の解決を仲裁委員会に委ね、その判断に従うことを約束（仲裁契約）することにより解決を図ること。
解決に向けた基本姿勢	当事者による自主的解決に比重が置かれる。	調停委員会が紛争の解決に向けて積極的に働きかける。	紛争の解決を仲裁委員会に委ねる。
手続	手続は 1 人のあっせん委員でもできる。また、必ずしも期日を開く必要はない。	当事者双方の出席する期日を開き、3 人の調停委員の合意により進められる。	当事者双方の出席する期日を開き、3 人の仲裁委員の合意により進められる。
手数料	不要	必要	必要

4 審査会が扱う紛争とは

審査会が扱う紛争は、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる**相当範囲にわたる典型 7 公害**に係る被害について生じた**民事上の紛争**です（公害紛争処理法第 2 条、第 26 条）。

- (1) 「相当範囲にわたる」とは、ある程度地域的に広がりがあるという趣旨です。
- (2) 「典型 7 公害」とは、**大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭**による被害をいいます。また、この場合の被害は、既に発生しているもののほか、将来発生するおそれのあるものも含まれます。

- (3) 公害紛争処理制度で扱うことのできるのは、例えば、損害賠償の請求、操業の差止めや公害の防止対策を求めるといった「民事上の紛争」です。例えば廃棄物焼却施設の設置許可の取消しを求めるといわれる「行政事件」は、この紛争処理の対象にはなりません。

5 制度を利用できるのは

(1) 申請できる方は

典型7公害に関する民事上の紛争の当事者であれば、**被害者、加害者いずれからも申請できます。また、一人でも申請できますし、複数人が共同で申請することもできます。さらに、会社などの法人でも申請できます。**

なお、**代理人又は代表者による申請もできます。**

(※代理人と代表者の違いについては巻末の説明を参考にしてください。)

(2) 申請の方法は

次の事項を記載した書面（申請書）に、申請人、代理人又は代表者が記名し、調停又は仲裁の場合は手数料相当額の愛知県証紙（愛知県証紙は県事務所、市町村で購入できます。）を添えて、愛知県公害審査会事務局に提出して下さい。

申請に当たっては、次ページの記載例（調停申請書）を参考にしてください。

申請書の記載事項

- ① 申請の年月日
- ② 当事者の氏名又は名称及び住所
- ③ 加害地及び被害地
- ④ あっせん、調停又は仲裁を求める事項及びその理由
- ⑤ 紛争の経過
- ⑥ その他参考となる事項

※ 代理人又は代表者を選任又は選定したときは、その者の氏名及び住所

紛争の内容によっては、原因者が対策を講じることに前向きな場合等、市町村の公害苦情相談を通じた方がより迅速な解決が図ることができる場合があります。

また、当事者の一方が全く話し合いに応じようとしてしない場合等、互譲の精神を前提とする公害紛争処理制度になじまないものもあります。

このため、申請にあたっては、必ず事前に御相談いただきますようお願いいたします。

調 停 申 請 書

愛知県公害審査会 御中

申請人の氏名 愛知 太郎
住所 愛知県〇〇市〇〇町〇〇
電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

(代理人がいる場合) 代理人の氏名 弁護士 名古屋 次郎
住所 愛知県〇〇市〇〇町〇〇
電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

公害紛争処理法第26条第1項の規定に基づき、下記のとおり調停の申請をします。

記

1 当事者の氏名(名称)及び住所

申請人 氏名(名称) 愛知 太郎

住所 愛知県〇〇市〇〇町〇〇

上記代理人 氏名(名称) 弁護士 名古屋 次郎

住所 愛知県〇〇市〇〇町〇〇

被申請人 氏名(名称) 〇〇株式会社 左記代表者代表取締役 中 三郎

住所 愛知県〇〇市〇〇町〇〇

申請人や被申請人が複数いる場合でも、省略せず、全員を列記してください。ただし、多数になる場合は、当事者目録を別途作成していただいて構いません。

2 公害に係る事業活動等の行われた場所及び被害の生じた場所

(1) 事業活動等の行われた場所

愛知県〇〇市〇〇町〇〇番地に所在する被申請人会社の工場

(2) 被害の生じた場所

申請人の住所地

被申請人(相手方)に求めたい行為(金銭の支払を求めたい場合はその金額、金銭の支払以外の何らかの措置を求めたい場合はその措置)を書いてください。

3 調停を求める事項

(1) 被申請人は、愛知県〇〇市〇〇町〇〇番地に所在する工場について、防音措置を講じて、騒音を低減すること。

(2) 被申請人は、工場の作業時間を午前〇時から午後〇時までとし、夜間及び土日の作業は行わないこと。

4 理由

(工場騒音による健康被害、精神的被害、財産的被害等の状況及び調停を求める事項に至った理由(どのような行為によって、どのような被害が生じているために、どのような算定内訳で金銭の支払や、何らかの措置を求めるのか)について記載すること。)

5 紛争の経過

(工場騒音による被害が始まった時点から現在までの経過について、分かりやすく時系列等にして記載すること。市役所等の苦情相談窓口で苦情を申し立てている場合、市役所等からの指導経過についても記載すること。)

6 調停とはどういう仕組みか

公害紛争処理制度の中で最も多く利用されているのが**調停**です。以下はこの調停制度について、御説明します。

(1) 調停とは

調停委員会が紛争の当事者を仲介し、**双方の譲り合い**による合意に基づいて紛争の解決を図る手続です。調停委員会は、紛争解決に向けて当事者双方に積極的に働きかけを行い、合意点を探ります（**強制的な解決を望まれる場合は訴訟など他の解決手段をお勧めします。**）。

調停の申請をするときは、審査会あてに調停申請書を提出する必要があります。

(2) 調停の手続とは

調停の申請があると、3人の調停委員からなる調停委員会が設けられます。調停委員会は調停期日（調停が行われる日時を期日といいます。）を開催します。期日は、原則として県庁内の会議室を会場として、1回につき2時間程度行います。**1回の手続で終了しない場合は次回期日が開かれ、期日と期日の間隔は当事者や調停委員の日程調整の必要から、1か月～2か月程度です（これまでの事例では、終結まで平均約1年程度かかっています。）。**

当事者は、期日に出席して被害の実態や防止対策等について調停委員会と話し合ったり、文書を提出することなどができます。調停委員会は、当事者双方から聴いた意見や提出された資料をもとに、争点の整理を行います。また、**必要に応じて現地調査を実施します。**

(3) 手数料について

申請には所定の申請手数料が必要です。この申請手数料の額は調停を求める事項の価額によって算定します。

損害賠償を求める場合は、その請求額が「調停を求める事項の価額」となります。また、**騒音の差止請求などのように価額の算定が不可能な場合は、その価額を500万円とみなします。**

なお、いったん納付された手数料は返還できませんのでご了承ください。

以下に手数料の算定方法を示します(愛知県手数料条例第3条第1項)。

手数料の名称	調停を求める事項の価額(1件あたり)	手数料の額
調停申請及び調停 手続参加申立て 手数料	100万円以下の場合	1,000円
	100万円を超え1,000万円以下の場合	1,000円に100万円を超える部分が1万円に達するごとに7円を加えた額
	1,000万円を超え1億円以下の場合	7,300円に1,000万円を超える部分が1万円に達するごとに6円を加えた額
	1億円を超える場合	6万1,300円に1億円を超える部分が1万円に達するごとに5円を加えた額
仲裁申請手数料	100万円以下の場合	2,000円
	100万円を超え1,000万円以下の場合	2,000円に100万円を超える部分が1万円に達するごとに20円を加えた額
	1,000万円を超え1億円以下の場合	2万円に1,000万円を超える部分が1万円に達するごとに15円を加えた額
	1億円を超える場合	15万5,000円に1億円を超える部分が1万円に達するごとに10円を加えた額

例えば、調停を求める事項の価額が1,234万5,000円の場合、手数料は8,704円になります(7,300円+234×6円=8,704円)。

(4) 解決に向けて

調停委員会は、相互の譲歩を図って調整や説得を行い、当事者から適正・妥当な調停案が出され、合意が成立するよう努めます。また、必要があると認められた場合には、調停委員会自らが調停案を作成し、当事者双方がこれを受け入れるよう説得を行います。そして、**当事者間に合意が成立すると、その合意は民法上の和解契約としての効力を有します。**

しかし、**当事者で合意が成立する見込みがないと判断したときは、調停委員会は調停を打ち切ることとなります。**

なお、**調停の手続は、非公開で行うこととされています。**

(留意事項)

- 合意が成立するためには、**当事者がお互いに譲り合うことが大切です。**
- **調停による合意には強制力はありません。**強制的に合意内容を実現させるためには、改めて訴訟を提起して確定判決を得ることが必要となります。

- **調停期日における録音・撮影などは認めていません**ので御理解ください。
- 調停手続が非公開なのは、①当事者が胸襟を開いて率直に意見を述べ合うことができる、②調停委員会が冷静な雰囲気のもとで、当事者の意見を聴取したり、説得調整したりすることができる、など調停手続の円滑な進行と妥当な解決を図るためです。また、「非公開」とは、当事者・代理人等以外の第三者に「傍聴」させないという意味だけでなく、第三者に対して調停手続の内容等を「公表」しないという意味も含まれます。**調停の場での話をみだりに外部へ漏らすと、相手方が不信感を抱くなど合意成立が困難になりますので、十分に注意してください。**

＜調停による合意（調停条項）の例＞

- ① 工場は×××のとおり、防音工事を実施するとともに、防振装置を設置する。
- ② 工場の操業時間を原則として午前〇時から午後△時までとする。
- ③ 工場は環境関係法令を遵守し、両当事者は良好な相隣関係の形成に努める。
- ④ 当事者間には、本件紛争に関し、この調停条項に記載したもののほか、何ら債権債務がないことを確認する。

(5) 調停手続の流れ（例）

調停手続の流れの例は次のとおりです。なお、次のページにその流れを図に示しています。

① 令和〇年〇月〇日調停の申請

- ・ 工場からの騒音・振動の被害を受けている近隣住民が、工場経営者を相手方とする調停の申請書を愛知県公害審査会あてに提出する。

↓

② 令和〇年〇月〇日調停委員会の設置

- ・ 3人の調停委員が指名され、調停委員会が設けられる。
- ・ 公害審査会から相手方の工場経営者に対して、当該工場経営者を一方の当事者とする調停の手続が開始された旨の通知を行う。

↓

③ 令和〇年〇月〇日第1回調停期日、現地調査の実施

- ・ 住民と工場経営者が期日に出席し、調停委員会が当事者双方から、申請内容、提出資料、これまでの紛争経過などについて確認を行う。
- ・ 住民の代表者と工場経営者立会いのもと、調停委員会と審査会事務局担当職員が工場からの騒音・振動の測定を行う。

↓

④ 令和〇年〇月～〇月第 2 回～第△回調停期日

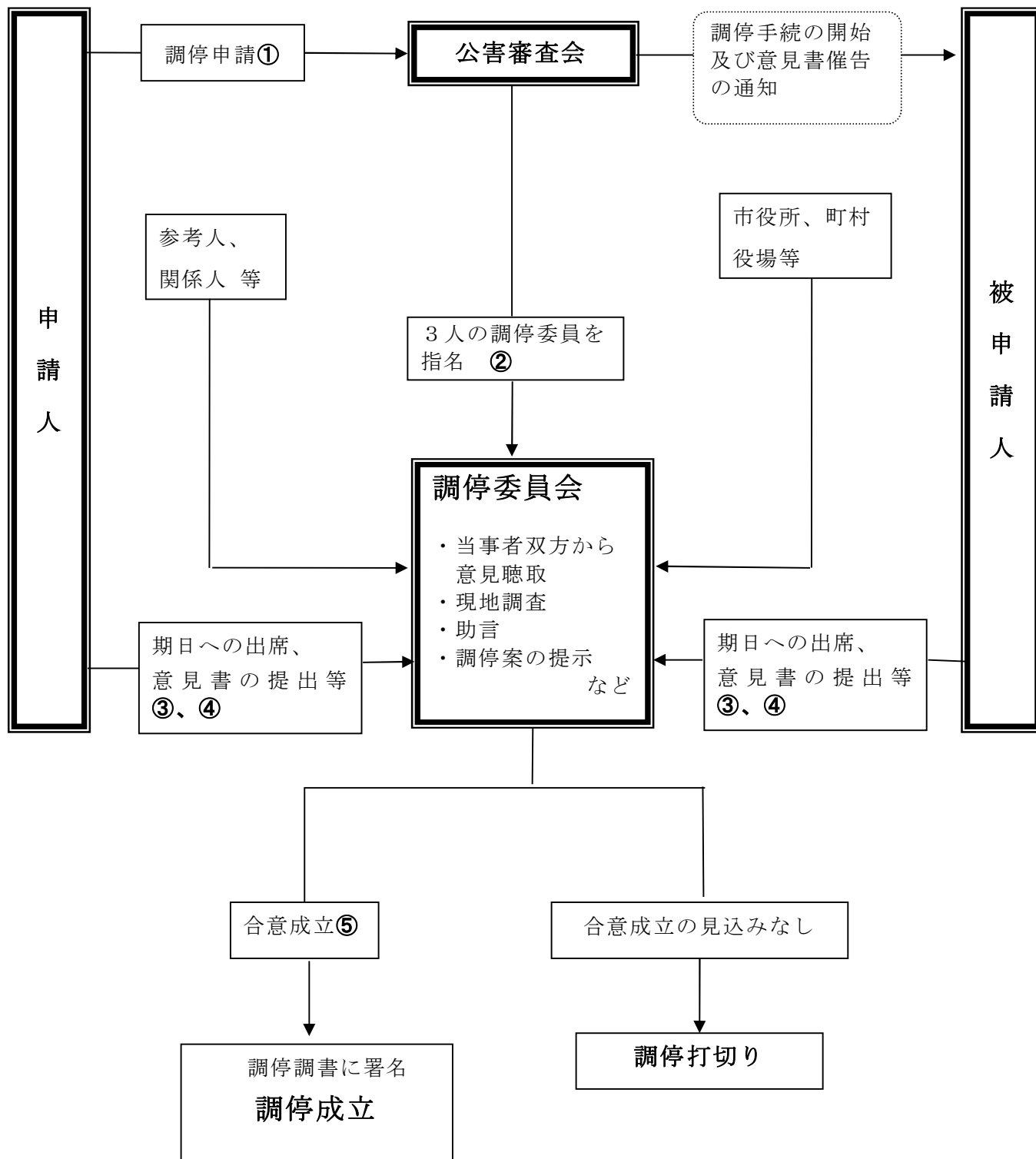
- ・ 当事者双方が紛争の解決方法について意見、主張を述べ合い、工場が発生源対策を行う方向で調整が進む。



⑤ 令和〇年〇月〇日第×回調停期日

- ・ 今までの当事者双方の譲歩内容を確認の上、調停委員会が調停案を作成し、当事者双方に提示した結果、当事者双方がこれを受入れ、合意が成立する。

調停手続の流れ



図の中の番号は前ページの手続の流れの番号を指しています。

7 その他参考となる事項

<代理人と代表者の違い>

(1) 代理人による申請

当事者は、弁護士又は調停等の委員会の承認を得た者のみを代理人に選任することができます。弁護士以外を代理人に選任する場合に委員会の承認を必要とするのは、いわゆる示談屋の類の者が介入することを防ぐ趣旨です。

代理人は事件の処理に必要な手続上一切の行為をする権限を有します。ただし、申請の取下げ、調停案の受諾等の権限については、委任状に具体的にその旨が記載され、特別にその旨の委任を受けていることが必要となります。

代理人には大きな権限が与えられますので、後になって自分の意図した解決にならなかったといった不満が出ないように、代理人を選任する際には、調停委員会に自分の主張を正しく伝えることができる人かどうか、十分に検討してください。

(2) 代表者による申請

当事者が多数の場合、当事者は一人又は数人の代表者を選定することができます。この場合、代表者は単独で、他の当事者のために、申請の取下げ又は調停案の受諾を除き、申請に係る一切の行為をすることができます。

【参考】

	代理人	代表者
当事者の数	当事者が1人の場合も選任できる。	当事者が複数の場合に選定できる。
資格	代理人は、当事者本人でも第三者でもよい。	代表者は、当事者本人の中から選定し、第三者から選定できない。
承認の要否	弁護士又は弁護士法人以外の者を代理人に選任するには、調停委員会の承認が必要（一度承認しても後に承認を取り消して代理人としての行為をさせないことも可能）。	代表者の選定には、調停委員会の調停委員会の承認は不要（調停委員会が代表者をやめさせることはできない）。
権限の範囲	その事件の処理に必要な手続上一切の行為をする権限がある。ただし、申請の取下げ、調停案の受諾、復代理人の選任については特別の授権が必要である。	申請の取下げ、調停案の受諾を除き、その事件の処理に必要な手続上一切の行為をする権限がある。

	代理人	代表者
特別授権事項	特別の授権があれば、申請の取下げ、調停案の受諾、復代理人の選任もできる。	申請の取下げ、調停案の受諾はできない。
当事者本人	代理人を選任していても、当事者本人は、調停手続で各種の行為をすることができる。	代表者が選定されると、当事者本人は、各期日への出席、発言、資料の提供等の代表者ができる行為は代表者を通じてしかできない。

＜却下＞

却下とは、不適法な申請を排斥することです。次のような場合には不適法な申請として却下されることがあります。

- 1) 紛争が相当範囲にわたる典型7公害に係る被害についての紛争に全く該当しないとき
- 2) 申請の内容が、行政処分の効力を争うなど民事上の紛争とはいえない場合
- 3) 申請の対象となっている紛争が、防衛施設に係る公害についての紛争であるとき（「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」適用）
- 4) 申請人又は被申請人に当事者能力や当事者適格がない場合
- 5) 申請手数料に不足があり、審査会等からの補正（追貼）要求にも応じない場合

＜参加の申立て＞

参加の申立てとは、既に手続が進められている調停事件で主張されている原因と同一の原因による被害を主張する者が、当事者としてその事件の手続に参加するという申立てのことです。参加の申立ては公害の被害者のみが行うことができ、公害発生源側からはできません。

参加の申立ては審査会あてに「参加申立書」を提出し委員会の許可を得る必要があります。許可は事件の当事者から意見を聞いたうえで決定されます。

＜申請の変更＞

申請の変更とは、申請人又は参加人が調停を求める事項又はその理由を変更することです。変更の申立てには審査会あてに「調停申請変更申請書」を提出する必要があります。ただし、新たな主張の整理や事実関係の調査が必要となったり、従来の手続が無駄になる場合など、委員会が調停手続を著しく遅滞させると判断した場合は変更できません。

「調停を求める事項の変更」とは、例えば、当初公害防止設備の設置を求めていたのを、その後併せて損害賠償を求めるとか、損害賠償額の請求額を増額

するような変更をいいます。

また、「調停を求める理由の変更」とは、相手方の加害行為の内容についての主張の変更、例えば、公害防止対策を求める調停において、騒音による被害に振動による被害を加える場合などをいいます。

なお、被申請人を変更することはできません。被申請人を変更するには、当初の申請を取り下げ、新たな申請を行う必要があります。

<調停案の受諾の勧告>

調停案の受諾の勧告とは、委員会が相当であると認めるときに一切の事情を考慮して調停案を作成し、当事者に対し、30日以上の間を定めてこの案を受け入れるように勧告することです。調停案受諾勧告があった場合に、当事者が指定された期間内に受諾しない旨の申出をしなかったときは当事者間に調停案と同一の内容の合意が成立したものとみなされます。この受諾しない旨の申出は書面をもって行わなければなりません。また、受諾しない旨の申出があった場合には調停が打ち切られたものとみなされます。

<調停をしない旨の決定>

調停をしない旨の決定とは、委員会が、性質上調停をするのに適当でないと認めるとき、又は当事者が不当な目的のみだりに調停の申請をしたと認めるときにする決定です。

「性質上調停をするのに適当でない」とは、調停によって解決を求める事項が法律上認められないものであるとか、事実上その実現が不可能又は極めて困難なものである場合のことをいいます。

「不当な目的のみだりに調停の申請をした」とは、形式的には公害による民事紛争の解決を求める形をとっているが、実質的には別の不当な目的を狙いとしている場合、例えば、相手方の社会的信用を低下させる目的、単なる嫌がらせの目的、あるいは同じ紛争について当事者間に民事訴訟等が係属しているにもかかわらず、その引き延ばしを図る目的などで調停の申請をした場合がこれに当たります。

<調停の打ち切り>

調停の打ち切りとは、調停委員会が、当事者間に合意が成立する見込みがないと認めるときに決定し、これにより調停手続は終了します。調停委員会は、当事者双方の意見を聴きますが、最終的には調停委員会の権限により打ち切りが決定します。

「合意が成立する見込みがないと認めるとき」とは、例えば、調停委員会の

説得にもかかわらず当事者が譲歩しない場合や、当事者が調停に応じない態度を示して期日にも出席しない場合などが考えられます。

<義務履行の勧告>

義務履行の勧告とは、調停成立後、調停条項に定められた義務を正当な理由がないのに果たさない者に対し、審査会が相当と認めるときに必要な勧告を行うことです。この勧告を行うには、その義務につき権利のある者が、審査会あてに書面で申し出る必要があります。

<記録の閲覧>

当事者は、調停事件の記録（当事者が提出した書面や期日調書等）を閲覧することができます。なお、謄写（デジタルカメラ等による撮影を含む。）はできません。

閲覧をするには、審査会あてに「閲覧請求書」を提出し、審査会の許可を得る必要があります。閲覧場所は、事件の記録が保管されている愛知県環境局の事務室となるのが通例です。

愛知県公害審査会事務局

愛知県環境局環境政策部環境政策課
(法規・補償グループ)

2024年4月

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

<TEL> 052-954-6209

<FAX> 052-954-6914

<E-mail> kankyo@pref.aichi.lg.jp